

意見書

平成19年7月20日

総務省情報通信政策局情報通信政策課
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表取締役社長 なかむら まさお
中村 維夫

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

要旨

新たな法体系においても、情報通信産業のイノベーションを促進する事業者の開発・投資インセンティブが確保され、自由な事業活動を促進する環境整備が図られることを期待します。

コンテンツに関する法体系の在り方については、「公然通信」において、表現の自由及び通信の秘密が最大限尊重されるべきものと考えられることから、まずは規律の目的が明らかにされるべきと考えます。その上で、規律の手段の正当性、尺度についても明らかにされるべきと考えます。

プラットフォームに関する法体系の在り方については、プラットフォーム機能に事前の規律を課すことが、イノベーションや事業者の投資インセンティブを阻害するおそれもあることから、基本的には、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分であると考えます。

レイヤー間の規律のあり方については、下位レイヤーのみに着目した規律の必要性が検討されることはバランスを欠き不相当と考えます。基本的には、レイヤーを超えた垂直型兼営規律は事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について事後的に対処を行うことで十分であると考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	当社意見
5 頁	10 行 -12 行	2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性 (2)基本的方向性 少なくとも国家として利用者保護等の観点から最低限必要と考えられる規律を責任をもって整備すべきであり、その意味でも我が国の取組を先駆的なものとする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 「最低限必要と考えられる規律」は、競争促進の観点からも必要となるものと考えます。新たな研究開発や技術革新を伴うサービス競争が促進されることが、情報通信産業のイノベーションの進展につながり、ひいては我が国の国際競争力強化にもつながるものと考えます。
6 頁	2 行 -4 行	(3)具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化 サービス面ではレイヤー間・レイヤー内での公正競争を重視して自由で公平・透明な事業活動を促進するための規律を適用する、いわば技術中立的でサービス指向型の法体系への移行を図るのが適当である。	<ul style="list-style-type: none"> 検討に当たっては、情報通信産業のイノベーションを促進する事業者の開発・投資インセンティブが確保され、自由な事業活動を促進する環境整備が図られることを期待します。
10 頁	19 行 -20 行	3 コンテンツに関する法体系のあり方 (3)「公然通信」 有害コンテンツを含め、表現の自由と公共の福祉の両立を確保する観点から、必要最小限の規律を制度化することが適当である。	<ul style="list-style-type: none"> 「公然通信」においては、表現の自由及び通信の秘密が最大限尊重されるべきものと考えられることから、まずは規律の目的が明らかにされるべきと考えます。その上で、規律の手段の正当性、尺度についても明らかにされるべきと考えます。

11 頁	<p>5 行 -9 行</p> <p>14 行 -15 行</p> <p>18 行 -20 行</p>	<p>4 プラットフォームに関する法体系のあり方 (1) 基本的な考え方 「物理的な電気通信設備と連携して多様な事業者間や事業者とユーザーの間を仲介し、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用や公的サービス提供の実現を目的とした、サービスポータル機能や、ネットワーク及びそれと連携する端末上のソフトウェア機能」は、「プラットフォーム機能」と定義づけられる。</p> <p>「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動だけでなく、情報の自由な流通をも阻害するおそれがある。</p> <p>必要な範囲でプラットフォーム機能に対しても、例えばサービス提供における不当な差別的取扱いの禁止など、オープン性を確保するための規律を、その必要性も含めて検討することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ICTネットワークにおいて、「多様な事業者間や事業者とユーザーの間を仲介」する機能は多岐に渡り、プラットフォーム機能は、本中間とりまとめの記載にもある通り「技術革新に対応して最も変化の激しい分野」であることから、検討に当っては、記載のように範囲を限定せず、幅広く捉えて議論がなされるべきと考えます。 プラットフォーム機能は、技術の進展や利用者ニーズに応じて、事業者間の競争によって革新されていくものと認識しております。また、事業者のノウハウを始めとする知的財産が凝縮されており、競争政策上も、権利者の保護が図られるべき権利とされているところであります。さらに、プラットフォーム機能は競争の源泉であり、その効率性と汎用性はトレードオフの関係にあることから、その在り方も事業者の戦略に委ねられるべきものと考えます。こうした自由な事業活動が促進されることが、情報通信産業のイノベーションの発展につながるものと考えます。従って、事前に規律を課すことは、イノベーションや事業者の投資インセンティブを阻害するおそれもあることから、基本的には、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分であると考えます。
------	---	--	--

11 頁 -12 頁	26 行 -8 行	(2)プラットフォーム規律のアプローチ ○プラットフォーム機能の社会性・公共性に着目し、利用者保護の観点からオープン性を確保するアプローチ (…以下省略…)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が安全にサービスを利用するためにはセキュリティの確保が重要であることから、セキュリティの観点も踏まえて、規律の必要性について慎重に検討されるべきと考えます。仮に、「高度な社会性・公共性のあるプラットフォーム機能を個別に定義」する場合には、判断基準となる尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要であると考えます。
12 頁	9 行 -36 行	○情報流通のボトルネックを排除するため、寡占的なプラットフォーム機能のオープン性を確保するアプローチ (…以下省略…)	<ul style="list-style-type: none"> • 本中間とりまとめには「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成」と記載されていますが、まずはプラットフォーム機能におけるボトルネック性とは何か明らかにされるべきと考えます。 • 独占性・寡占性を認定するためには市場画定が必要だと認識しておりますが、プラットフォーム機能は多岐に渡る変化の激しい分野であることから、市場画定が困難であると考えます。 • ボトルネック性の排除を目的とするのであれば、規律の対象は、「必要な範囲で」とはボトルネック性が生じる場合と限定して考えられるべきことから、ボトルネック性を有する機能のみに限定し、必要最低限の規律が検討されるべきと考えます。
12 頁	37 行 -39 行	なお、プラットフォーム機能は、伝送インフラとともに伝送サービスの一部として提供される場合があり、その場合、伝送サービスにおける規律をプラットフォーム機能まで適用することが考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> • プラットフォーム機能の規律の有無に依らず、伝送サービスの一部として提供されるプラットフォーム機能に対してのみ規律を課すことは、プラットフォーム機能間の競争において公平性を欠き、競争中立性

			を損なうものであることから、一律に事後的な対応を行うことで十分であると考えます。
13 頁 -14 頁	30 行 -2 行	5 伝送インフラに関する法体系のあり方 (1) 基本的な考え方 事業者が、通信・放送の区分にとらわれずに自由にサービスを提供できるようにすることが重要である。また、そのような情報通信サービスの多様な展開は、我が国の情報通信産業全般の国際競争力強化という点からも必須である。伝送サービスや情報通信端末の経済・社会への高い波及効果、国家戦略上の重要性を踏まえ、経済社会的視点に配慮しつつ、ネットワーク規律全般の簡明化・柔軟化を図ることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 本中間取りまとめの本記載は、事業者の自由な事業活動を促進するものであり適当であると考えます。
14 頁	26 行 -27 行	5 伝送インフラに関する法体系のあり方 (3) 電気通信設備に係る規律 先のICT改革促進プログラムにおいて盛り込まれた電波二次取引制度の拡大、通信・放送の区分にとられない形で利用を進めるための免許制度の見直しなど	<ul style="list-style-type: none"> 「ICT改革促進プログラム」では、「ユビキタス特区」における「電波の二次取引制度の携帯電話等への拡大について、次期通常国会に向けて検討する」ととされており、このような「ユビキタス特区」における電波の二次取引制度を更に拡大する検討に当たっては、ユビキタス特区における施策の影響を見極めたうえで、拡大を行なうか否かを検討することが必要だと考えます。
17 頁	6 行 -11 行	6 レイヤー間の規律のあり方 (3) レイヤーを超えた垂直型兼営規律 事業者が割り当てられている有限希少な周波数や保有しているボトルネック設備を梃子にして競争事業者の参入を阻止することで、自由な事業展開が妨げられるおそれがある。従って、自由な経営判断に基づく企業の事	<ul style="list-style-type: none"> 本中間取りまとめには「事業者が割り当てられている有限希少な周波数や保有しているボトルネック設備を梃子にして競争事業者の参入を阻止」と記載され、伝送インフラを保有する事業者がプラットフォーム、コンテンツの上位レイヤーに事業展開する場合にのみ着目されておりますが、上位レイヤーの事業

		<p>業展開を尊重しつつ、ロックイン効果や寡占性などが認められ、メディアの多元性確保・公正競争促進が妨げられる場合には、必要な限度で垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討する必要がある。</p>	<p>者が伝送インフラ等の下位レイヤーに事業展開を行う場合も想定し得ることから、下位レイヤーのみに着目した規律の必要性が検討されることはバランスを欠き不適當と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本来、垂直型事業統合・連携のビジネスモデルについては、事業者の創意工夫と技術革新によるところが大きく、効率性を高める側面もあることから、基本的には、「垂直型事業統合・兼営の制限」等、レイヤーを超えた垂直型兼営規律は、事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分であると考えます。
17 頁	11 行 -13 行	<p>6 レイヤー間の規律のあり方 (3)レイヤーを超えた垂直型兼営規律 今後予想される垂直型事業統合・兼営に対応し、レイヤー内のみならずレイヤーを超えた紛争を処理する枠組みについても検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • レイヤーを超えた競争が複雑化・多様化することに伴い、レイヤーを越えた紛争については多様な事業者が当事者となることが想定されるため、透明性・客観性・中立性が確保されるための議論が必要だと考えます。 • 従って、レイヤーを超えた紛争を処理する枠組みの構築にあたっては、判断基準となる規範もしくは尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要であると考えます。

以上